

児童ポルノの根絶！

■ 許さない 児童ポルノ！

児童ポルノ事件は、少年の福祉を害し、児童の人権を踏みにじる行為であり絶対に許してはいけません。

被害を受けた児童は、肉体的・精神的に被害を受けるだけではなく、一度ネット上に公開された画像は、コピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、将来にわたって苦しむこととなります。

児童ポルノを根絶するためには、県民一人一人が「児童ポルノは絶対に許してはいけない」という強い気持ちを持ち、社会全体で取り組んでいくことが大切です。皆様のご協力をお願いします。

■ 児童ポルノってなに？

児童ポルノについては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条第3項で、次のとおり定義されています。

児童ポルノとは・・・

写真、電磁的記録に係る記録媒体（SDカード、CD、DVD、携帯電話のデータフォルダー、パソコン等）その他の物であって、次のいずれかに掲げる児童（18歳に満たない者）の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- ・ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ・ 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され、又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

■ 児童ポルノの処罰対象行為

- 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持
- 児童ポルノ提供
- 提供目的での児童ポルノ製造・所持・運搬・輸入・輸出
- 児童に姿態をとらせる児童ポルノ製造
- 盗撮による児童ポルノ製造
- 不特定又は多数に対する児童ポルノ提供、公然陳列
- 不特定又は多数に対する提供、公然陳列目的での児童ポルノ製造などがあります。

